

事後審査型一般競争入札 公告説明書

1 案件に関する事項について

下記の方法により設計図書を入手してください。

- (1) 尾三消防組合ホームページからダウンロードする。
- (2) 尾三消防組合事務局総務課の窓口で受領する。

2 参加資格について

(1) 共通事項

共通事項に示す要件の詳細は、次のとおりとします。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者は参加できません。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(履行に当たり不正の行為をした等)に該当する者や、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者は参加できません。

ウ 公告日から当該案件の落札決定までの間、尾三消防組合指名停止等措置要領(平成17年要領第1号)に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けている者は参加できません。

エ 公告日から当該案件の落札決定までの間、個人又は法人の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者をいう。)に該当する者は参加できません。

オ 公告日の6か月前の日から当該案件の落札決定までの間、手形及び小切手の不渡りを出していないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けていないこと。

カ 公告日から当該案件の落札決定までの間、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

キ 公告日から当該案件の落札決定までの間、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

(2) 履行実績

履行実績欄に記載されている要件以上の実績を有していることが必要です。履行実績の金額は税込みとし、発注者は国、地方公共団体及び独立行政法人に限ります。

※ 参加資格の確認時期

事後審査型一般競争入札では、開札後に1番札の落札候補者から順に、

別に提出する書類にて参加資格を確認します。

3 入札に関する事項について

(1) 入札について

ア 入札回数は3回を限度とします。

イ 落札決定は、入札書に記載された金額に消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に対して消費税額を減じた金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書に記載された金額の消費税額に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。ただし、単価契約のときは、1円未満の端数切り捨ては行いません。

(2) 開札の方法

開札は会場で入札後速やかに行います。

(3) 入札の執行

ア 入札日までに当組合から入札参加停止措置を受けた場合は、入札参加資格を失います。また、談合情報が寄せられた場合には入札参加資格を取り消すことがあります。

イ 入札参加者が1者以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があった場合には入札を中止する場合があります。

ウ 入札保証金は、尾三消防組合契約規則（昭和59年規則第1号）第11条の免除ができる場合に該当する場合を除いて、見積契約金額の100分の5以上の入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。

エ 入札書は所定のもの（組合ホームページより入手）を使用し、封筒に入れ、封筒記入方法を参考に封印をして提出してください。

会場での集合入札となりますので入札開始時間までに入場してください。入札開始後は会場へ入場（入札へ参加）することができません。

事前に尾三消防組合入札者心得をよく読んで参加してください。

オ 以下の入札は、無効とします。

(ア) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(イ) 所定の日時（入札開始宣言）までに、所定の場所に到達しない入札

(ウ) 入札に際して談合等による不正があった入札

(エ) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(オ) 記名及び押印のない入札

(カ) 入札書の記載事項が確認できない入札

(キ) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

- (ク) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (ケ) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (コ) 金額に〒字又は金字が冠されていない入札
- (サ) 入札年月日の誤り又はもれた入札
- (シ) 訂正抹消した箇所に押印のない入札
- (ス) 所定の入札書によらない入札
- (セ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

4 落札候補者及び落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格を確認した上で落札者とします。当該落札候補者に資格が無いと認められた場合には、次順位者の方を落札候補者とし入札参加資格を確認します。
- (2) 落札候補者は、開札日から2日以内（開札日を含む。）に事後審査に必要な下記の書類（以下「事後審査書類」という。）を尾三消防組合事務局総務課財務係に提出しなければなりません。
 - ※事後審査書類
 - ア 説明資料（各種証明書類及び履行証明（検査調書等）の写し）
 - イ 誓約書
- (3) 入札参加資格の確認は、原則、事後審査書類の提出期限から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）に行います。
- (4) 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合「開札日」は、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。
- (5) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格確認結果通知書の通知日の翌日から起算して10日以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。理由は、説明を求められた日から10日以内に書面で回答します。

5 入札結果等の公表

入札結果等は、尾三消防組合ホームページ及び組合事務局総務課窓口において公表します。

6 契約に関する事項について

- (1) 契約書の作成
 - 契約書による契約締結が必要です。また落札決定後、契約締結までの間に本市から入札参加停止を受けた場合は、当該契約を締結しない場合があります。

(2) 契約保証金

契約保証金は、落札者が尾三消防組合契約規則第31条の免除ができる場合に該当する場合を除いて、契約金額の100分の10以上の契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。